

藤井寺市告示第 139 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定により、コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る手数料の徴収及び収納事務を委託したので同条第 2 項の規定により告示します。

令和 3 年 12 月 1 日

藤井寺市長 岡田 一樹

- 1 受託者の所在地及び名称
東京都千代田区一番町 25 番地
地方公共団体情報システム機構
理事長 吉本 和彦
- 2 委託する事務の種類
コンビニエンスストア等における証明書の自動交付に係る手数料及び収納事務
- 3 委託する期間
令和 3 年 12 月 1 日から
- 4 徴収の流れ
証明書等自動交付サービス契約約款のとおり